

人権デューデリジェンスの実施状況

＜負の影響の抑止/軽減対策＞

2024年10月17日

2025年日本国際博覧会協会
持続可能性部企画課



時間外管理・健康管理への対策

- 時間外労働の事前申請の徹底
- 長時間労働者へ健康チェックシートによる健康ヒアリング
- 長時間労働者への産業医面談
- 45 時間超過の複数回の部門長ヒアリング
- 人事課内に健康相談・ハラスメント相談窓口を設置および周知

協会内研修・他

- メンタルヘルス研修（管理者層向け）
- ハラスメント研修（全職員向け）
- レジリエンス向上研修（全職員向け・希望者）
- アサーティブ研修（全職員向け ・希望者）
- ストレスチェックの実施（全職員向け）



大阪・関西万博の建設現場における安全対策について (事例紹介)



1. 建設現場における安全・暑熱対策について（北東工区）

資料2-4



（1）基本方針について（所長方針）

- ・決めたルールを守る信念
- ・危ないと思ったときに立ち止まる勇氣
- ・危ないと思ったときに発言する勇氣
- ・命を守る思いやり

（2）事故防止対策

- ①作業員の適正配置・・・経験年数や高齢者の作業制限、高血圧や私病の配慮
- ②新規入場者教育・・・動画などにより多数ある現場ルール教育を実施
- ④場内配置図・行先案内の設置・・・工事動線を区画することで車両接触を防止等
- ⑥ビジネスチャットの活用・・・火気作業、メタンガス濃度など所内共有
- ⑦ルール違反者への対応・・・違反2回で退場処分
- ⑧その他・・・災害発生訓練の実施、重機接触防止、カメラ認証等を実施

（3）熱中症対策

- ①休憩所の増設・・・簡易休憩所及び詰所（2か所、250名収容、空調完備）
- ②水分塩分補給・・・ポカリスエット補給所、熱中飴の設置
- ④緊急時対策・・・熱中症対策室の設置、緊急資材の配備、緊急車両の配備
- ⑥熱中症予防教育・・・産業医や社員による熱中症対策講座
- ⑦熱中症防止装置・・・暑さ指数ウォッチャーとビジネスチャットの連携、熱中症ウォッチの運用
- ⑧その他・・・着座による朝礼、熱中症防止責任者の任命、災害発生訓練の実施

【測定器】



【詰所】

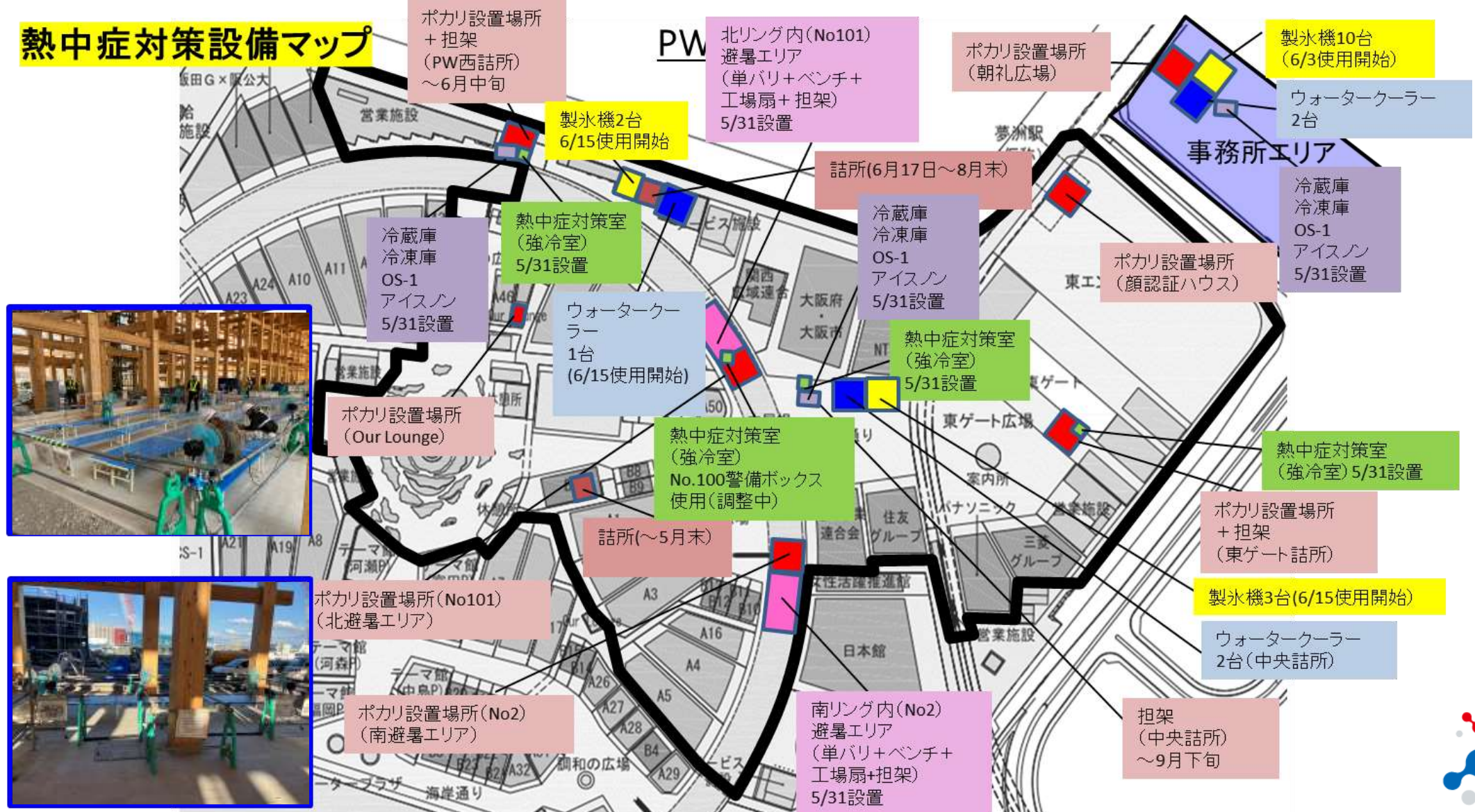


2. 熱中症対策について（北東工区）

資料2-4



熱中症対策設備マップ



3. 事故件数について（PW北東JV工区のみ）

資料2-4



（1）2023年度の事故件数 不休災害のみ 2件（うち熱中症 1件）

【事故概要】

鉄板を用いた作業中に、安全手袋と作業服の間に鉄板が触れたことによる切り傷。

（2）2024年度の事故件数（10月1日現在） 不休災害のみ 3件

【事故概要】

全て熱中症。



4. 他の工区の実施状況について

資料2-4



【南東工区】

誰でも使用可能な製氷機、ウォータークーラー及び自動販売機を設置している。

またコンビニ、休憩所の設置、工事用動線への散水車の往来による土煙対策等により、施工環境の改善に努めている。

【西工区】

他工区同様、西工区でも職人や社員など誰でも利用可能な仮眠室（たたみ部屋）衛生的なトイレ・シャワールームを設置、自動販売機にてポカリスエットを安価で提供（差額はJV負担）、現場事務所内へのコンビニ誘致、移動式コンビニ、移動式トイレの運用など、現場で働く方の目線での施工環境改善に努める事により安全対策に寄与している。

【GW工区】

GW工区では、職人や社員など誰でも利用可能なリラックスルームを設置（自動販売機や製氷機、スポットクーラー、ポカリスエット、塩分タブレットを提供）し、移動式の休憩所としてエコソーラーCARを設置（工事の進捗にあわせて現場内を移動）するなどの対策を行っている。

また、工事用動線への散水車の往来による土煙対策等により施工環境の改善に努めている。



博覧会協会・持続可能性部（調達コードチーム）による協会発注工事業者様へのヒアリングより

項目	主な取組内容
外国人・移住労働者 (建築工事)	【良い取組事例】 ・ 新規入場時の面談で日本語理解度を確認、日本語理解度テスト実施 ・ 外国人作業員は単独作業せず、日本語が分かる作業員とペアで作業実施 ・ 注意喚起看板に、英語他多種言語で掲示、作業員人数が多い母国語を併記 ・ 安全看板にピクトサイン等を用いて文字以外で理解できるように工夫 ・ 安全通路は看板がなくても理解できるように整備 ・ 新規入場者教育時には、母国語Ver.の資料を作成し、説明を実施 ・ 技能実習生受入書類を確認した上で、受入実施 ・ 外国人実習生・作業員と協力会社の雇用条件書の提出を義務付け ・ 不当な契約がないことは、全ての外国人労働者に関して、元請から監理団体や仲介業者に確認 ・ 契約書は、元請けとしてすべからく下請けの契約内容について、母国語と日本語で記載されていることを確認

項目	主な取組内容
外国人・移住労働者 （建築工事）	【協会から指摘・情報提供を行った事例】 ・ 技能実習生は行政の管理が強化されているので 工事案件毎には未確認（協力会社に申し送り実施） ⇒ 技能実習生への不当な扱いがない事を担保する為に、発注者として協力会社へ確認をしてもらいたい。
外国人・移住労働者 （製造工場・ 建築工事）	【良い取組事例】 ・ 仲介業者・雇入れ業者間で不当な扱いが無いこと、管理体制等へのヒアリングで確認。 派遣会社と外国人アルバイトとの契約書は母国語の記載であることを確認している。

